

基労保発1024第1号  
平成25年10月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災保険業務課長

特別加入、第三者行為災害及び義肢等補装具費の  
システム化について

本省払い追加機能以外の新規機能（特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費、障害等級認定支援及び統計支援）については、平成25年1月15日付け基労保発0115第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能等に係るシステム開発について」記の2により、平成25年度中に開発可能な機能とする旨通知したところである。

今般、本省払い追加機能以外の新規機能のうち、特別加入、第三者行為災害及び義肢等補装具費（以下「特別加入等新規機能」という。）の稼働日を平成25年11月11日（月）としたので、下記の事項に留意の上、事務処理をお願いする。

記

1 稼働する機能及び概要について

(1) 特別加入

加入申請や変更届など特別加入に係る各種申請書の受付から決議、通知書出力までの一連の事務処理をシステム化する。併せて、特別加入に係る事業場、団体及び加入者の情報を一元管理し、情報検索を可能とするとともに、労働局適用徴収業務支援システムと連携する。

(2) 第三者行為災害

第二当事者等の債務者と求償金額をシステムに登録し、ADAMSに登録するための債権に係るタンキングデータを作成する。

(3) 義肢等補装具費

「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」（以下、「支給申請書」という。）及び「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（以下、「費用請求書」という。）の受付・審査から支払・債権管理までの一連の事務処理をシステム化し、管理資料等各種リストの配信、支給申請、費用請求の情報を管理し、情報検索を可能とする。

また、システム化に伴い、都道府県労働局（以下、「労働局」という。）が行っている支払事務（当地払い、外国送金を除く。）を本省において実施する。

## 2 稼働に伴う留意事項について

### (1) 特別加入

各労働局において個別に管理している特別加入データについては、労働局から送付を受け本省において移行作業を行っているところである。今後、データに不備がある等の理由により移行できないデータ等が生じた場合はエラーリスト等を送付するので、稼働後に必要に応じてシステムから登録する。

本省における移行作業中に新規に申請、変更等の届出があったものは、移行できないため、稼働後すみやかにシステムから登録する。

上記データに係るシステム登録の方法等は、別途お知らせする。

### (2) 第三者行為災害

今般の開発では労災システムが保有する被災者情報に、第二当事者情報及び求償金額を付加する機能をシステム化させる。第三者行為災害事案の管理にあたり、労働局の必要に応じてシステムに登録する。

### (3) 義肢等補装具費

システムの稼働に伴い支給申請書、費用請求書はOCR帳票に改正することとしている。システム稼働後、現行様式で請求があったものについては、現行様式で受付を行うこととするが、現行様式ではシステムへの登録は行えないことから、職員により改正後のOCR帳票に転記し、システムに登録する。

なお、義肢等補装具費の支払は月2回とすることとし、具体的なスケジュールは別途通知する。

## 3 その他

### (1) 機械処理事務手引

特別加入等新規機能に係る機械処理事務手引については、別途通知する。

### (2) 研修資料

特別加入等新規機能の研修についてはThin Client 端末でのeラーニング方式によることとし、研修用教材の利用は10月28日(月)からとする。

また、研修用教材は職員ポータル画面上の「研修」—「業務研修資料」に掲載する。

### (3) その他

特別加入等新規機能に係る稼働後の本省への照会先については別途お知らせする。